

在留資格情報の更新手続きのお願い

北海道銀行では、口座を開設されている在留外国人のお客さまにつきまして、窓口にて在留資格・在留期間満了日等を確認させていただいております。

2026年7月1日以降、当行にお届けの在留期間が満了している場合、もしくは従前より在留期間等のお届けをいただいていない場合は、預金規定に基づき口座からのお引き出しができなくなります。永住者または特別永住者である場合でも、当行に在留資格をお届けいただいていない場合は口座からのお引き出しができなくなります。（なお、給与等の入金、公共料金の引き落としはご利用いただけます）

在留資格や在留期間満了日を更新した場合は、お手数料をおかけしますが更新後の在留カード等をお持ちになり窓口にて更新手続きをお願い申し上げます。

1. 対象となるお客さま

- ① 当行にご申告の在留カードの期間満了日が到来するお客様さま
- ② 当行に在留カードの在留期間満了日をお届けいただいていない在留外国人のお客さま
- ③ 当行に在留資格をお届けいただいていない永住者または特別永住者のお客さま

2. お取引の制限内容

出金及び他口座への振込【ATM・店頭での出金・振込等、但し公共料金等の自動引落しは除く】

3. 制限開始日時

2026年7月1日（水）～

4. 更新手続きの方法について

必要書類をご準備の上、お取引店（もしくは北海道銀行の本支店窓口）で在留期間満了日までに在留資格情報の更新手続きをお願い申し上げます。

ご来店時に窓口にお持ちいただくもの [窓口営業時間 平日 9:00～15:00 ※土日祝日は除く]

(1) 通帳またはキャッシュカード	
(2) お届けのご印鑑（ご住所変更がある場合はご準備ください）	
(3) 本人確認書類（①～④のいずれか）	
①在留カードを更新された方	在留期間更新後の在留カード
②日本国籍を取得された方	日本国籍を取得されたことがわかる書類（戸籍謄本、パスポート等）
③永住者または特別永住者で在留資格のお申し出をいただいていない方	在留カードまたは特別永住者証明書
④在留カード更新手続き中の方	a)～b) のいずれか a)「在留資格更新許可申請中」のスタンプが押捺された在留カード b)在留資格更新のオンライン申請受付メール画面（印刷してお持ちください）と在留カード ※在留期間満了日から2ヵ月間制限を解除いたします。

※ご帰国することになり預金口座を利用しなくなるときは口座解約をお願いします。

【本件に関するお問い合わせ先】 北海道銀行 お客さま情報確認センター
電話番号 0120-013-475（日本語のみ）
受付時間 平日 9:00～17:00（土日祝日は除く）